

勝浦町特定事業主行動計画の変更点について

平成28年3月31日に公表させていただいた計画から3ページの次の部分について、変更しました。

(変更前)

- ⑥ 本町の組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進し、特定事業主行動計画を効率的に運用するため、企画総務課に推進体制を設置する。



(変更後)

- ⑥ 本町の組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進し、特定事業主行動計画を効率的に実行するため、企画総務課を中心に必要な取り組みを行う。

(変更前)

Ⅱ 具体的な内容

1 職員の執務環境に関するもの

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

- ① 父親が子どもの出生時に5日間の休暇を取得できるようにする。
- ② 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図る。



(変更後)

Ⅱ 具体的な内容

1 職員の執務環境に関するもの

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

- ① 子どもの出生時における父親の特別休暇制度を検討するとともに、年次休暇の取得促進についても周知徹底を図る。